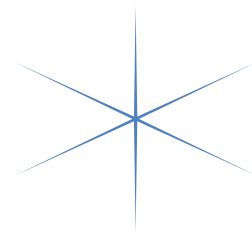


安心と信頼の……



一般財団法人 静岡市環境公社



I 設立

1. 経緯（旧静岡市におけるし尿くみ取り業務）

年 月	内 容
昭和29年 7月	清掃法施行（汚物掃除法の廃止）し尿処理は市町村の固有事務と定め、し尿くみ取りを業とする者は、市町村長の許可を要する 市はし尿汲取業者21社（者）に許可
昭和37年 3月	市による業者の地域割の決定
昭和40年12月	清掃法改正
昭和41年 5月	市議会において「業者を整理統合し、清掃公社に一本化」の決議
昭和42年 8月	財団法人静岡市清掃公社設立 市の全額出資 500万円（基本財産300万円、運用財産200万円）
昭和45年12月	し尿くみ取り業の廃業に伴い1業者を買収
昭和57年 4月	し尿くみ取り業の廃業に伴い1業者を買収
	平成25年6月現在、静岡市のし尿くみ取り許可業者数 葵区、駿河区 1公社 6業者 清水区 6業者 計12業者

設立経緯

昭和29年に「し尿を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の向上を図ることを目的に、清掃法が制定されました。

くみ取り料金の
不明確さ

し尿の河川等への
不法投棄

市民と業者との
トラブル

昭和40年清掃法が改正されました。

I 設立

1. 経緯（旧静岡市におけるし尿くみ取り業務）

年 月	内 容
昭和29年 7月	清掃法施行（汚物掃除法の廃止）し尿処理は市町村の固有事務と定め、し尿くみ取りを業とする者は、市町村長の許可を要する 市はし尿汲取業者21社（者）に許可
昭和37年 3月	市による業者の地域割の決定
昭和40年12月	清掃法改正
昭和41年 5月	市議会において「業者を整理統合し、清掃公社に一本化」の決議
昭和42年 8月	財団法人静岡市清掃公社設立 市の全額出資 500万円（基本財産300万円、運用財産200万円）
昭和45年12月	し尿くみ取り業の廃業に伴い1業者を買収
昭和57年 4月	し尿くみ取り業の廃業に伴い1業者を買収
	平成25年6月現在、静岡市のし尿くみ取り許可業者数 葵区、駿河区 1公社 6業者 清水区 6業者 計12業者

し尿くみ取り業者を整理統合し、一本化の基本方針



中心街を受け持つ4業者より廃業の申し出



市はこれを買収し、受け皿について検討



設立経緯

昭和29年に「し尿を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の向上を図ることを目的に、清掃法が制定されました。

くみ取り料金の
不明確さ

し尿の河川等への
不法投棄

市民と業者との
トラブル

昭和40年清掃法が改正されました。

市議会の決議によりし尿くみ取り業務の経営形態は半官半民の
清掃公社方式で一本化！

昭和42年「財団法人静岡市清掃公社」設立

I 設立

1. 経緯（旧静岡市におけるし尿くみ取り業務）

年 月	内 容
昭和29年 7月	清掃法施行（汚物掃除法の廃止）し尿処理は市町村の固有事務と定め、し尿くみ取りを業とする者は、市町村長の許可を要する 市はし尿汲取業者21社（者）に許可
昭和37年 3月	市による業者の地域割の決定
昭和40年12月	清掃法改正
昭和41年 5月	市議会において「業者を整理統合し、清掃公社に一本化」の決議
昭和42年 8月	財団法人静岡市清掃公社設立 市の全額出資 500万円（基本財産300万円、運用財産200万円）
昭和45年12月	し尿くみ取り業の廃業に伴い1業者を買収
昭和57年 4月	し尿くみ取り業の廃業に伴い1業者を買収
	平成25年6月現在、静岡市のし尿くみ取り許可業者数 葵区、駿河区 1公社 6業者 清水区 6業者 計12業者

2.事業の沿革

No	年月	内容
1	昭和42年8月	静岡市清掃公社設立
2	昭和46年4月	浄化槽及び汚水処理施設の維持管理業務・浄化槽清掃・汚泥収集運搬業務
3	昭和47年4月	市指定ごみ容器の販売業務
4	平成 2年4月	放置自転車運搬業務 沼上清掃工場の焼却灰運搬業務
5	平成10年4月	家庭ごみ収集運搬業務
6	平成11年2月	南部処理場し尿運搬業務
7	平成12年1月	静岡市下水処理場脱水ケーキ運搬業務
8	平成19年4月	沼上最終処分場浸出液処理施設運転業務
9	平成20年4月	静岡市中央卸売市場内ごみ収集運搬及び清掃業務 静岡市静岡衛生センター南部中継所維持管理業務 平成20年4月家庭ごみ収集運搬業務(受託地区を駿河区全域とする。)
10	平成25年4月	一般財団法人 静岡市環境公社へ移行

昭和42年8月 財団法人清掃公社設立 し尿くみ取り業務

平成10年4月 家庭ごみ収集運搬業務

平成20年4月 家庭ごみ収集運搬業務,駿河区全域へ拡大

平成25年4月
「一般財団法人静岡市環境公社」へ移行

平成25年4月移行

一般財団法人

静岡市環境公社

Ⅱ 組織の公益性

1. 基本理念

定款

(目的)

第3条 この法人は、静岡市及び関係諸団体との協働・連携に基づき環境事業を行うことにより、地域における環境施策の推進と環境保全を図り、もって良好な環境を形成し、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理
- (2) 浄化槽の清掃及び維持管理
- (3) 生活環境及び自然環境の保全
- (4) 環境意識の啓発
- (5) 静岡市からの廃棄物処理事業、環境保全に関する事業及び放置自転車収集運搬事業の受託
- (6) 災害時等の行政機関への協力
- (7) その他この法人の目的達成に必要な事業

2. 前項各号(第6号を除く。)の事業については、静岡市において行うものとする。

基本理念

静岡市及び関係諸団体との協働・連携に基づき
環境事業を行う。

地域における
環境施策の推
進と環境保全

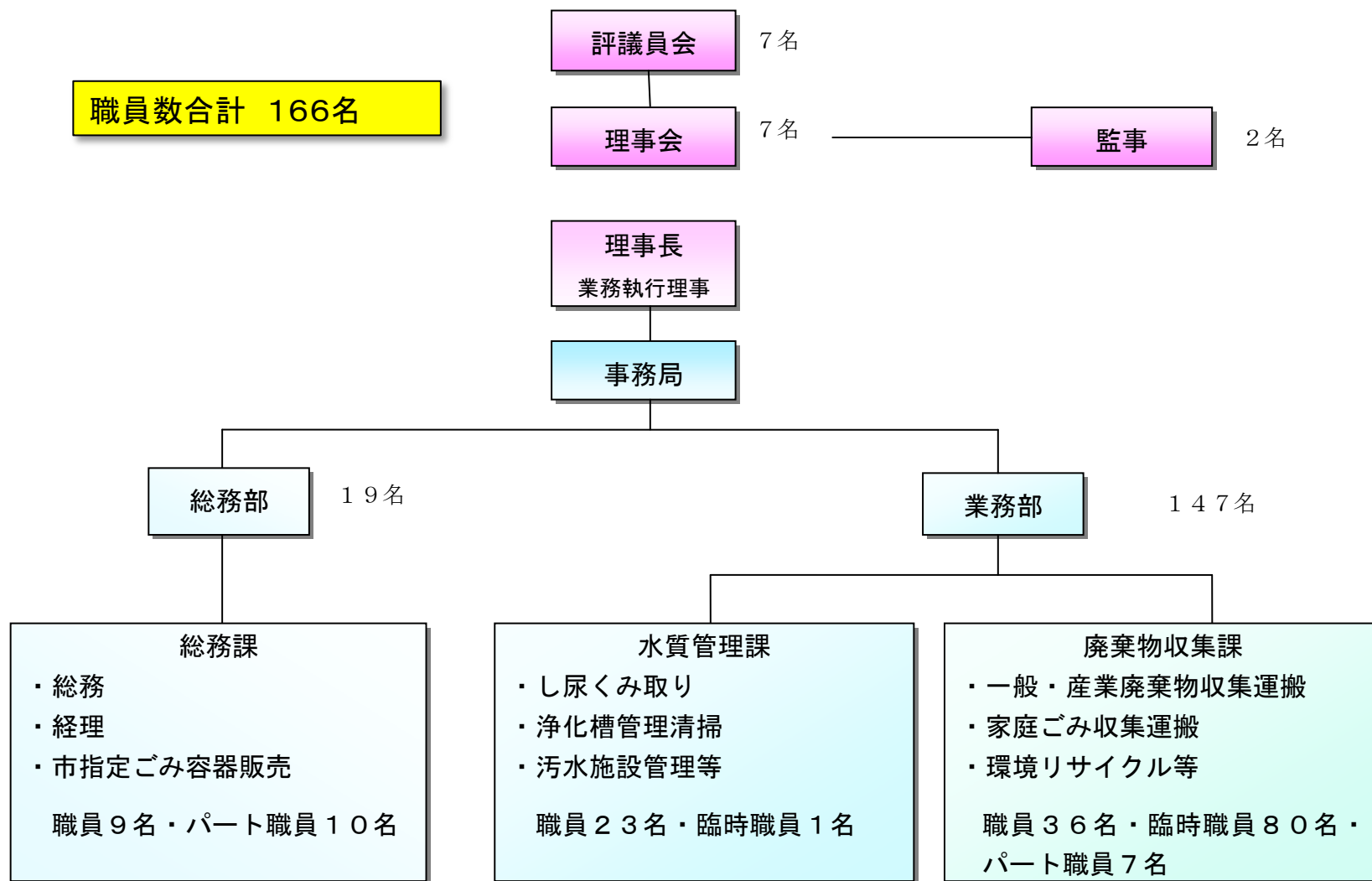
良好な
環境形成

市民の健康で
文化的な生活
の確保に寄与



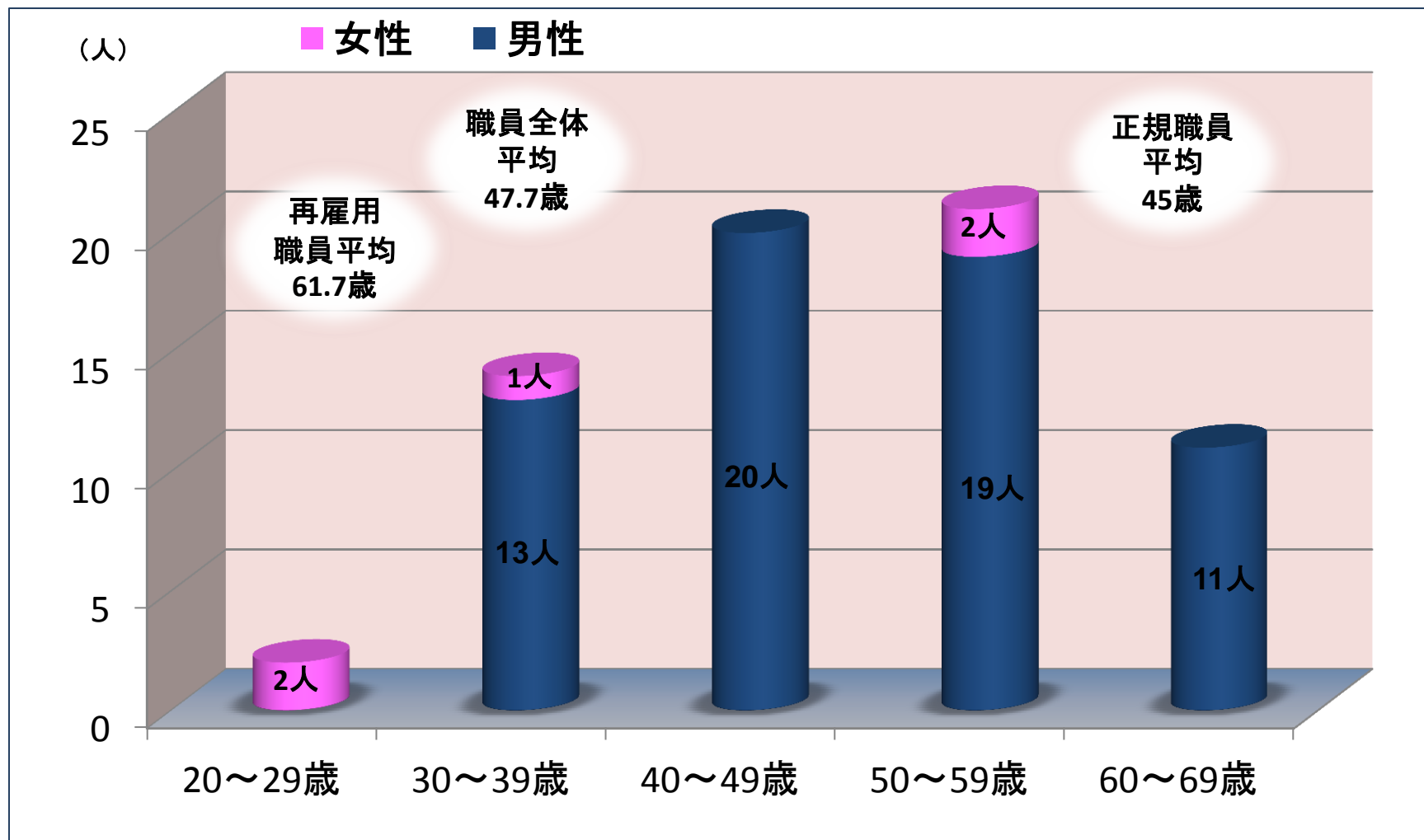
上記の目的を達成するため、総合的な環境事業を実施します。定款の中で、災害時等の行政機関への協力を明示し、セーフティーネットの役割を果たしていきます。

2. 組織



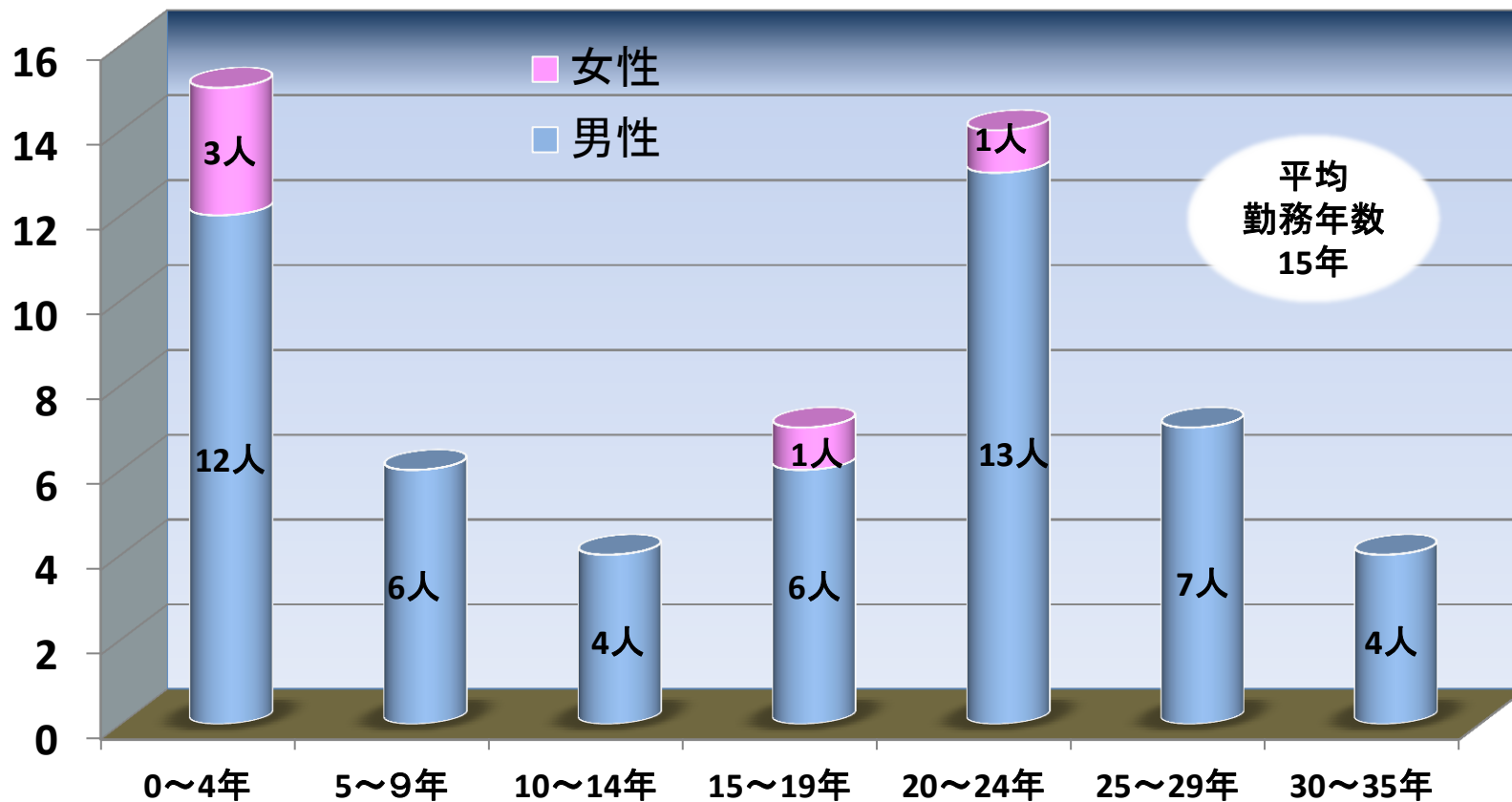
(1)職員構成および平均年齢

平成25年6月1日現在



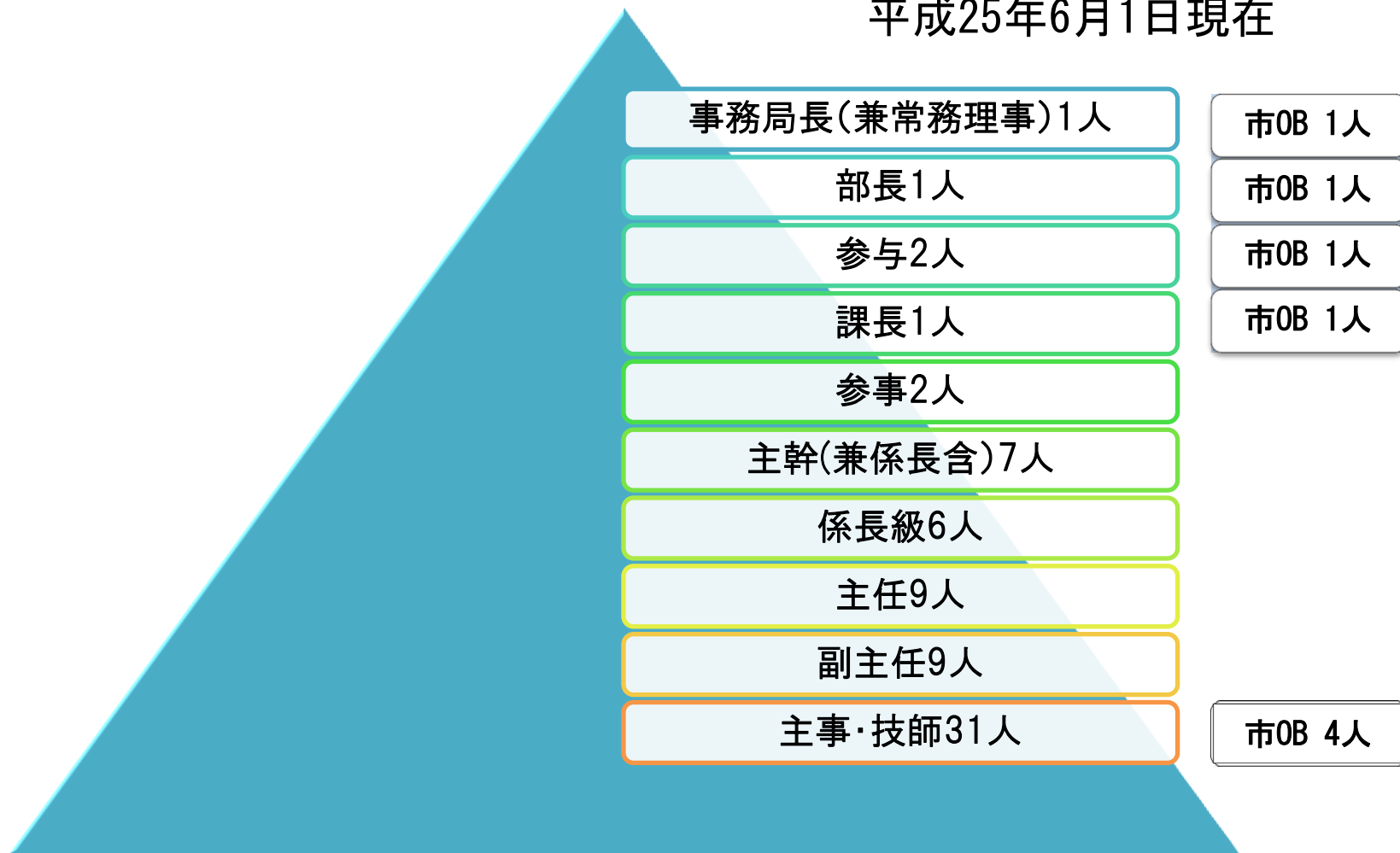
(2) 正規職員勤務年数

平成25年6月1日現在



(3) 職位構成

平成25年6月1日現在

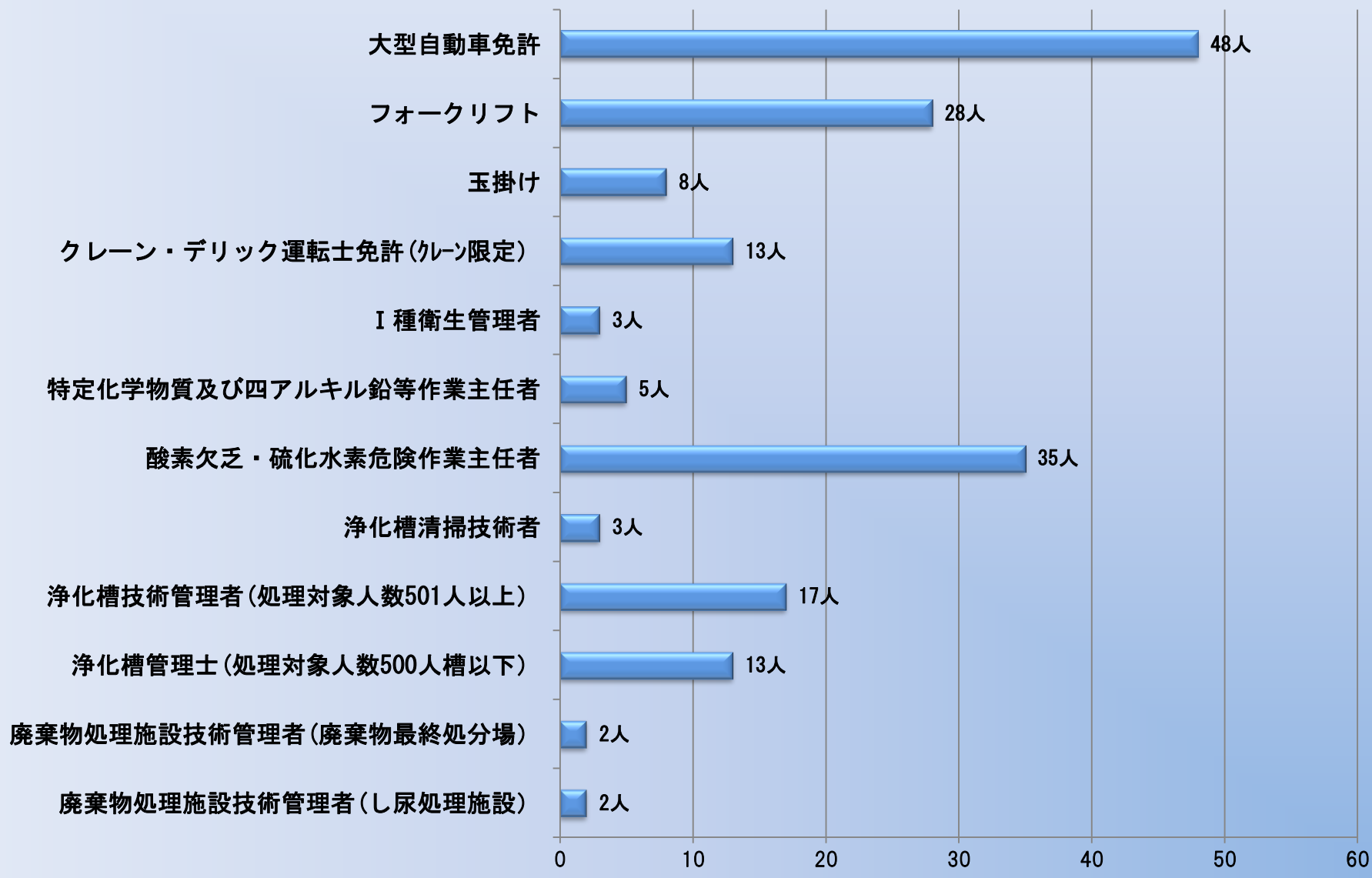


臨時・パート職員98人は除く

職員数69人（事務局長含む）

(4) 業務関係有資格者数

平成25年6月1日現在



3.制度・運用

定款

■ 基本規則	(評議員会運営規則.理事会運営規則など)	8規則
■ 組織関係規則	(処務規程.職務分掌規則)	2規則
■ 人事関係規則	(就業規則.給与規則など)	8規則
■ 財務関係規則	(経理規則)	1規則
■ 総務関係規則	(情報公開規則.安全衛生規則など)	5規則

Ⅲ 活動の公益性

1. セーフティーネット機能強化事業

2. ごみ収集事業

3. し尿・浄化槽事業

4. リサイクル都市形成促進事業

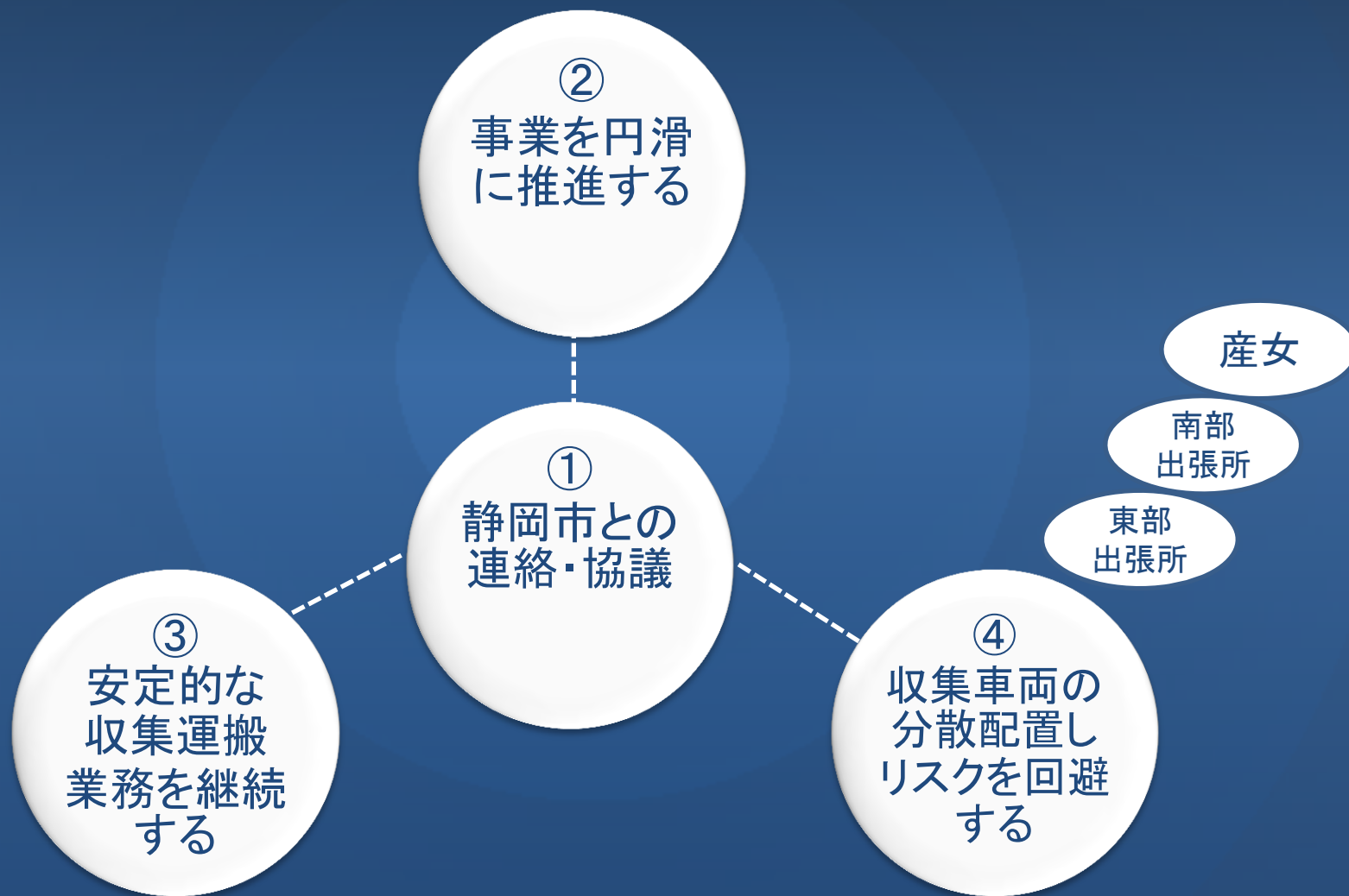
5. 環境保全事業

1.セーフティーネット機能強化事業

市との協働処理
地域集運搬対策の強化を図り
市民に安心没害金を提供する。

(1) 平常時の対策

① 静岡市との連絡協議、計画・立案



(2) 緊急時の対策

① し尿くみ取り業者廃業時対策



(2) 緊急時の対策

②大規模災害時対策



東日本大震災

宮城県七ヶ浜町災害支援



被災地の様子



災害廃棄物仮置場

災害廃棄物仮置場



マンホール内の汚水等くみ取り





マンホール内の汚水等くみ取り



汚水等を下水処理施設につながっている
マンホールへ投入

被災地の様子



被災地の様子



被災地の様子





被災地の様子